

「令和8年度山形県循環型産業施設整備事業費補助金」募集案内

山形県では、循環型社会の形成を推進するため、事業者等が行う廃棄物の発生抑制やリサイクルの推進に資する施設・設備の整備に対する支援を行っています。

このたび、「令和8年度山形県循環型産業施設整備事業費補助金」に係る事業計画の募集を行いますのでお知らせします。

◎補助事業審査申請期間：令和8年2月13日（金）から5月22日（金）まで

第1回審査対象：3月3日（火）までの申請分、第2回審査対象：5月22日（金）までの申請分

※審査申請書提出にあたって、上記期限の1週間前まで県循環型社会推進課に事前相談をしてください。

※本事業の実施は、山形県の令和8年度当初予算の成立が前提となります。本事業に係る予算の成立をみなければ、事業計画を募集したに留まり、いかなる効力も発生しないことをあらかじめ御了承ください。

※期間内でも補助金の予算枠に達した際は募集を終了します。その場合は県ホームページでお知らせします。

補助金名称		令和8年度山形県循環型産業施設整備事業費補助金	
補助対象者		山形県内に事業所を有する企業・団体等 ※環境関連の法令を遵守していない場合、補助対象者とならないことがあります。	
補助対象事業	事業区分	リサイクル施設・設備整備事業	リサイクルポート立地支援施設・設備整備事業
	内容	(1) 産業廃棄物の発生抑制やリサイクルの推進に資する施設・設備の整備 (2) 廃棄物の発生抑制やリサイクルの推進に資する施設・設備のうち、 <u>自らが行った3R推進に寄与する研究・開発により実用化された技術を用いた施設・設備の整備</u> (3) <u>使用済小型電子機器等の再資源化の推進を目的とする施設・設備の整備</u>	左記のうち、酒田臨海工業団地及び鳥海南工業団地におけるもの
補助対象経費		建築物費（補助対象事業内容(3)に限る）、構築物費、機械装置・工具器具費、委託費等の廃棄物の発生抑制やリサイクルを推進するための施設等の整備に要する経費	
補助率		1/3 （「廃プラスチック類若しくは食品廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進等に資する施設・設備の整備」又は「NPO法人等が行う地域における資源循環システムの立上げの際の施設・設備の整備」に係る事業は1/2）	1/2
補助上限額		10,000千円 （「 <u>廃プラスチック類の発生抑制、リサイクル（サーマルリサイクルを除く）の推進等に資する施設・設備の整備</u> 」に係る事業は20,000千円）	
事業実施期間		当該補助金の交付決定日から令和9年3月31日まで	
採択基準		①発生抑制等の効果、②事業の安定性・継続性、③事業の優位性・波及効果、補助対象事業内容(2)については上記に加え、④発生抑制等の効果の新規性・卓越性 ※ ①～④について総合的に判断する。	

＜お問合せ先・申込み先＞

山形県環境エネルギー部 循環型社会推進課 リサイクル・環境産業担当

〒990-8570 山形市松波 2-8-1

TEL：023-630-2302 FAX：023-625-7991

※事業の詳細や応募様式については、県のホームページで御覧いただけます。

山形県循環型産業施設整備事業費補助金



この補助は、山形県産業廃棄物税を活用して実施しています。

《補助事業の手続きフロー》

① 事前相談	申請者は「令和8年度山形県循環型産業施設整備事業費補助金募集要領」等に基づく書類に必要事項を記載し、<u>県循環型社会推進課に事前に相談してください。</u>※様式は県ホームページに掲載しています。
② 補助金審査申請書の提出	- 申請期間は令和8年2月13日(金)から5月22日(金)までです。 - 申請内容は以下のスケジュールで審査する予定です。 3月3日(火)までの申請分・・・第1回評価委員会（3月下旬頃） 注）2月24日(火)まで事前に御相談ください。 5月22日(金)までの申請分・・・第2回評価委員会（6月下旬頃） 注）5月15日(金)まで事前に御相談ください。 <u>※期間内でも補助金の予算枠に達した際は募集を終了します。</u>
③ 申請内容の審査（評価委員会）	- 外部の専門家により組織する循環型産業事業評価委員による審査会（評価委員会）を実施し、その結果を踏まえて採択の可否を決定します。 - 審査申請者は評価委員会でプレゼンテーションを行っていただきます。 - 評価委員会終了後、審査結果（採択の可否）を申請者へ通知します。
（採択された場合） ④ 補助金交付申請書の提出	審査結果の通知を受け、事業採択となった申請者は、当該通知に基づき所定の日までに補助金の交付申請書を提出します。
⑤ 交付決定	- 交付申請書の内容に基づき交付決定の手続きを行います。 ※交付申請から交付決定までの期間は約1か月が目安です。 - 交付決定日以降に実施した事業の経費が補助対象となります。 <u>注）交付決定前の事業着手（事前着手）はできません。</u>
⑥ 事業実施状況報告書の提出	11月末日までの実施状況を12月15日(火)までに御報告いただきます。 ※11月末日までに事業が完了する場合、この手続きは不要です。
⑦ 補助事業実績報告書の提出	補助事業の実施状況について、事業完了の20日後又は令和9年4月9日(金)のいずれか早い日までに実績報告書を御提出いただきます。
⑧ 実地調査	補助事業完了後、対象経費に関する書類や事業による成果品等により事業の実施状況を現地において確認します。
⑨ 補助金支払い	補助金は、原則として精算払いとなります。

★補助対象となる施設・設備について ※過去の採択事業については、県ホームページに掲載しています。

○**廃棄物の発生抑制・排出抑制**⇒施設・設備の導入により、廃棄物が発生・排出抑制されるもの。

例① 食品残渣を飼料化するための設備（飼料化設備）

例② 製品製造においてプラスチック代替素材を利用するための設備（プラスチック置換製品製造設備）

○**「リサイクル（再生利用）推進」**⇒施設・設備の導入により、焼却・埋立処分されている廃棄物が循環資源として再生利用されるもの。現状より再生利用量が増加する場合や、利用用途が拡大するものも対象となる。

例① プラスチック製品の原料となるチップを製造するための設備（破砕機）

例② 生コンクリート残水を水とコンクリートくずに分離し、再生骨材の原料を製造するための設備（生コンクリート残水処理機）